

## 岡山県再投資サポート補助金交付要綱

### (通則)

第1条 岡山県再投資サポート補助金（以下「補助金」という。）の交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業者 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）分類表中大分類E—製造業の項目に掲げる業務を行う事業者をいう。
- (2) 固定資産投資額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産の取得に要する費用をいう。
- (3) 常用雇用者 事業所に従事する岡山県内に住所を有する者であって、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の被保険者である者をいう。

### (補助金)

第3条 知事は、県内企業の投資を促進し、一層の産業振興を図るため、第4条に該当する企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者であって、別表1の交付要件を満たす者とする。

- (1) 県内に既に立地している製造業者であって、当該事業所設立後10年以上経過した者であること。
- (2) 補助対象事業を実施することにより、本県での操業継続が認められること。

### (補助金の額等)

第5条 第3条の規定により交付することができる補助金の使途、補助対象経費、補助額、補助率及び限度額並びに交付方法は、別表2に定めるところによるものとする。

- 2 前項の規定により計算した補助額に1万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を補助額とする。
- 3 本要綱の適用を受けるものは、新岡山県企業立地促進補助金、岡山県大規模工場等立地促進補助金及び岡山県拠点工場化等投資促進補助金を受けることができない。
- 4 本要綱の適用を受けるものは、原則として県が補助金の額等の認定内容を公表すること

に同意するものとする。

(認定申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、あらかじめ補助対象事業の工事に着手する前日までに、様式第1号の補助金認定申請書を知事へ提出しなければならない。ただし、県の会計年度毎に一企業につき1回の申請を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、同項の申請をすることができない。

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(認定通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金認定申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは認定の決定を行い、申請者に対し様式第2号の認定通知書を送付するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条の規定による認定の通知を受けた者（以下「認定企業」という。）が認定を受けた事業（以下「認定事業」という。）の工事の内容を変更しようとするときは、変更工事に着手する前日までに様式第3号の変更認定申請書を、認定事業を中止し、又は廃止しようとするときは様式第4号の中止（廃止）届出を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは変更認定の決定を行い、認定企業に様式第5号の変更認定通知書を送付するものとする。

3 第1項後段の規定による中止（廃止）届出書を知事が受理したときは、何らの手続きを要せず認定通知は効力を失うものとする。

(認定の取消し)

第9条 知事は認定企業が次のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の認定又は前条第2項の変更認定の取り消しをすることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。

(2) 変更手続きによることなく、認定事業の内容を変更したとき。

(3) この要綱に違反する事実があったとき。

2 知事は、前項により認定又は変更認定を取り消したときは、書面により速やかに通知す

るものとする。

(交付申請)

第10条 認定企業は、別表2に定める補助金について、操業開始後1年6ヶ月以内に知事に対し、様式第6号の補助金交付申請書を提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し様式第7号の補助金交付決定及び額の確定通知書を送付するものとする。

(交付申請の取り下げ)

第12条 補助金の交付の決定及び額の確定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定及び額の確定の通知を受けた日から起算して15日以内に補助金交付の申請を取り下げることができる。

(指示事項の遵守)

第13条 認定企業は、知事が事業報告を求めるなど補助金の交付に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

(補助金の支払)

第14条 補助事業者は、第11条の規定による補助金の交付決定及び額の確定があったときは、様式第8号の補助金請求書により、知事に対し補助金の支払を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに当該補助事業者に補助金を支払わなければならない。

(交付決定及び額の確定の取消し)

第15条 知事は、認定企業が次のいずれかに該当すると認められるときは、第11条の交付の決定及び額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定及び額の確定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する事実があったとき。
- (3) 認定事業の操業開始後10年以内に操業を休止し、又は廃業したとき。

(補助金の返還)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合に、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 前条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定を取り消した場合
- (2) 第18条に規定している財産処分の制限期間内に、財産処分を行う場合

(加算金及び延滞金)

第17条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた補助金の額100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で加算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、補助事業者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助金の交付の対象となった固定資産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は廃棄等するときは、様式第9号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、操業開始後10年を経過した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表に定める耐用年数を経過した固定資産の処分についてはこの限りでない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (交付要件)

固定資産投資額	1億円以上
その他要件	次のいずれかを満たすこと。 (1) 事業を実施した箇所、ライン等における生産性が10%以上向上すること。 (2) 事業を実施した箇所、ライン等において、新たな製品を従来品の生産量ベース又は生産額ベースで10%以上生産する能力を備えること。 (3) 事業を実施した箇所、ライン等において、環境影響への軽減効果が大きいものとして知事が特別に認める事業であること。

別表 2 (補助金の使途、補助対象経費、補助額、補助率及び限度額並びに交付方法)

使 途	家屋及び償却資産の取得
補助対象経費	認定事業に係る家屋及び償却資産の設備投資に要する経費
補 助 額	上欄の補助対象経費に下欄の補助率を乗じて得た額
補 助 率	100分の1
限 度 額	1億円
交 付 方 法	一括交付